

民事調停の早期解決を求める決議

本県発注の海上工事に関する独占禁止法違反事案において、県が、平成25年1月に建設工事請負契約書の規定に基づいて行った損害賠償金の請求については、請求を受けた建設業者によって、同年2月に賠償金額の減額等を求める民事調停の申立てが行われた。

この調停について、当議会は、本年第1回定例会において、当局に対して、損害賠償請求の原則を踏まえるとともに、県内建設業者の果たす役割や建設業者をめぐる事情、県内地域経済の経営や雇用への影響及び再発防止への取組も十分考慮の上、減額に応じるなど円滑な調停結果となるよう強く要望したところである。

本年は、度重なる集中豪雨により、広島県をはじめとして、全国で大規模な土砂災害等が発生しているところであるが、災害多発県である本県において、建設業者は、災害発生時の応急活動や災害復旧工事等の大きな役割を担っており、また、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手としても、その果たすべき役割は一層増大している。

また、これまでの公共工事の縮減等もあり、建設業者の経営状況は引き続き厳しい状況にあり、多額の損害賠償金の負担に伴い、対象業者の経営のみならず、関連する下請業者や資材業者等の経営や雇用及び地域経済への影響が懸念される。

民事調停は、これまで10回にわたって開かれているが、現時点においても、協議が続いている状況にある。

民事調停は、裁判官等で構成する中立な第三者機関によって進められ、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的とした法律（民事調停法）に基づく制度であることに鑑み、10パーセントの賠償額を5パーセントとする調停に応じた他県の事例があることを参考として、調停の早期解決が図られるよう要望する。

以上、決議する。

平成26年10月3日

鹿 児 島 県 議 会